

## 入札公告

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記により公告する。

令和8年(2026年)4月27日

下関市長 前田 晋太郎

### 記

#### 1 業務名

クリーンセンター響活性炭入替業務

#### 2 業務場所

下関市豊浦町大字宇賀13528番地12

クリーンセンター響

#### 3 業務内容

別紙1「仕様書」のとおり、ただし業務の履行に関しては別紙2「特記仕様書（環境編簡易）」を遵守すること。

なお、契約にあたっては、別紙3「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」を参照のこと。

#### 4 業務期間

契約締結日から令和8年9月30日まで

#### 5 入札方法

条件付き一般競争入札

## 6 入札条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 告示日において、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の「整備」のうち「設備（建物以外）」に登録があること。
- (3) この告示の日から本業務入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱及び措置基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 令和6年(2024年)4月1日以降に、元請として国又は地方公共団体その他公共団体と種類及び規模が本業務とほぼ同じくする契約を締結し、業務を完了した実績を有すること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。(会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)
- (6) 別紙3「下関市暴力団排除条例による措置の係る特記事項」第2条第1項に該当しないものであること。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 次項に示す入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

## 7 申請手続き

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書及び確認資料を以下のとおり提出すること。

### (1) 提出方法

下関市環境部環境施設課へ持参又は郵送により提出すること。

郵送の場合は、書留郵便物に限り受け付ける。

提出場所) 〒751-0847

下関市古屋町一丁目18番1号

下関市環境部環境施設課

(2) 受付期間

入札公告日 から 令和8年5月8日 12時00分まで

(3) 提出書類

ア) 別紙4「入札参加資格確認申請書」

イ) 別紙5「実績調書」

令和6年(2024年)4月1日以降に、元請として国又は地方公共団体その他公共団体と種類及び規模が本業務とほぼ同じくする契約を締結し、業務を完了した実績を有することを証する書面。

(申請書等の入手方法)

下関市公式ホームページ掲載のこの件に関する告示からダウンロードまたは環境施設課の窓口で入手。

(4) 問い合わせ先

下関市環境部環境施設課 (電話：083-252-1943)

8 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、別紙6「入札参加資格確認通知書」により通知する。承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。入札参加資格がないと認められる者には、その書面を付する。

9 質問の方法

ファクシミリによる。なお、送信後は必ず受信確認を行うこと。

FAX 番号：083-252-1956

質問受付期限：令和8年5月8日 12時00分まで

質問の回答は、速やかに質問提出者のみに回答する。

10 契約条項を示す日時及び場所

(1) 日時

令和8年4月27日 ～ 令和8年5月15日

(2) 備付場所

下関市ホームページ

## 11 入札日時等

(1) 入札日時 令和8年5月15日 14時15分

※入札開始時間の5分前までに入室するよう努めること。

(2) 入札場所

下関市リサイクルプラザ管理棟4階 会議室

## 12 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

## 13 契約保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

## 14 その他

(1) 入札参加資格確認申請にかかる費用はすべて申請者の負担とする。

なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。

(2) 入札において使用する入札書は、別紙7「入札書」を使用すること。

また、入札金額には、消費税及び地方消費税相当税は含まず正数で明示すること。

(3) 入札会場への入場は、1名までとする。

(4) 代理人として入札させるときは、別紙8「委任状」を代理人に持参させること。

(5) 入札参加者が入札までに入札条件を満たさなくなったときは入札に参加できない。

(6) 次の入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 納付が必要な入札保証金の納付がない者、又はその不足する者がした入札

エ 金額を訂正した入札書による入札

- オ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書（入札書が明瞭でない入札書、又は入札価格の判読できない入札書）による入札
  - カ 競争に際し、不当に金額を引き上げる目的で、明らかに連合したと認められる者のした入札
  - キ 同一契約の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者を代理している者のした入札
  - ク 入札者の記名・押印のない入札書、又は住所の記載のない入札書による入札
  - ケ 再度入札において、初回入札又は2回目の入札における最低入札価格を下回らない金額を記入した入札書による入札
  - コ 関係法令やその他入札に関する公告等に掲げる条件に違反した入札
- (7) 開札をした場合で、契約規則第9条第1号の規定により定めた予定価格以下の価格の入札がないときは、初回の入札の継続として、予定価格に達するまで、2回（初回入札を含め3回）を限度に再度入札を行う。なお、再度入札において、前号ケに該当し、無効となった入札書を提出した者は、この契約における再度入札への参加資格を失う。
- (8) この契約において得た入札参加資格は、この告示に定められた入札期日をもって、その効力を失う。
- (9) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、または延期する場合がある。
- (10) 入札参加者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (11) 入札書等の契約に関する書類の作成にあたっては、「消せるボールペン」等の訂正が容易にできる筆記用具等は使用しないこと。

## 15 開札及び落札者の決定

### (1) 開札

開札は、入札後直ちに入札者の面前で行う。

### (2) 落札者の決定

下関市の予定価格を下回る入札金額のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となる同価の入札者が二者以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定する。

また、落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたとき、並びに本業務に必要な人員及び有資格者の配置が出来なくなったときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。